

令和4年度第1回上越休日・夜間診療所運営委員会会議次第

日時：令和4年8月9日（火）午後7時～  
オンライン会議

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長及び職務代理者の選出について
- 5 報告事項（非公開）
  - (1) 令和3年度診療実績等について
    - 診療実績について 【資料1～4】
    - 収支状況について 【資料5】
    - 啓発活動について 【資料6】
  - (2) 令和4年度診療状況等について
    - 患者数及び収入額について 【資料7】
- 6 その他
- 7 閉 会

令和4年度第1回 上越休日・夜間診療所運営委員会会議 出席者名簿

令和4年7月27日現在

○所管：地域医療推進室

○根拠法令：上越休日・夜間診療所条例及び上越休日・夜間診療所運営委員会規則

○定員：15人以内（現在員13人（うち女性3人））

選出区分	所属機関	職名	氏名
第1号 4人	上越医師会	会長	高橋 慶一
	〃	副会長	林 三樹夫
	〃	理事	五十嵐 広隆
	〃	理事	佐藤 知巳
第2号 4人	新潟県立中央病院	院長	長谷川 正樹
	新潟労災病院	病院長	入江 誠治
	上越総合病院	病院長	竈島 充
	上越地域医療センター病院	病院長	古賀 昭夫
第3号 1人	上越薬剤師会	薬剤師	小出 智子
第4号 2人	上越地域振興局 健康福祉環境部	医監	鈴木 幸雄
	上越地域消防局 消防防災課	課長	笹川 英治
第5号 2人	利用者代表		小林 マサ子
	〃		山岸 麗

【管理者】

所属機関	役職	氏名
上越休日・夜間診療所	管理者	畠山 牧男

【事務局】

	所属	役職	氏名
上越市	福祉部	部長	小林 元
	地域医療推進室	室長	青山 達哉
	〃	副室長	大友 康弘
	〃	係長	太田 薫
	〃	主任	松矢 千笑
	〃	主任	児玉 亮
妙高市	健康保険課	課長	田中 かおる
	〃	係長	作林 武彦

○上越休日・夜間診療所運営委員会規則

昭和57年3月27日

規則第7号

改正 昭和58年9月30日規則第35号

昭和63年3月31日規則第10号

平成7年3月31日規則第12号

平成10年3月31日規則第16号

平成11年6月29日規則第31号

平成14年3月29日規則第15号

平成18年3月31日規則第14号

平成19年3月30日規則第53号

平成21年3月27日規則第13号

令和2年3月31日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越休日・夜間診療所条例（昭和57年上越市条例第11号）第7条の規定に基づき、上越休日・夜間診療所運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 上越医師会の代表者
- (2) 公的医療機関等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域医療推進室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第35号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年規則第10号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第12号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第16号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第31号）

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第15号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第53号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第28号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。